平成２４年（フ）第６９９号
静岡県島田市御請75番地の７　ユーミーＳＵＺＵＫＩ206号室、前住所静岡県島田市金谷東２丁目3482番地の25　三河アパート15号室
債務者　更井　大翔
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６号
島根県益田市東町22番23号
債務者　黒瀬　文雄
１　決定年月日時　平成24年12月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
５　免責審尋期日　平成25年２月28日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第１５２５０号
埼玉県蕨市北町２丁目２－２
債務者　平下　洋介
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５１６号
神奈川県横浜市港北区日吉本町５丁目63－１－306
債務者　中村　勇太
１　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４７号
沖縄県うるま市字西原338番地１　コーポアイランド301
債務者　具志堅徳博
１　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２５８号
沖縄県うるま市字宮里870番地16　ハピネス夢暁Ｂ－１
債務者　今村　昭美（旧姓氣仙）
１　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第６４６号
静岡県榛原郡吉田町片岡1719番地の１　ルミエールマイⅡ305、旧住所静岡県榛原郡吉田町片岡1721番地
債務者　飯塚　里美
１　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０１号
静岡県焼津市小柳津585番地の１　クラウドＶ202
債務者　榎田　利江
１　決定年月日時　平成24年12月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第８２６号
福岡市東区和白２丁目４番６号
破産者　株式会社モビリティージャパン
１　決定年月日　平成24年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８８８号
名古屋市緑区鳴海町字水広下95番地の４
破産者　株式会社吉川工務店
１　決定年月日　平成24年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７４８６号
東京都港区虎ノ門４丁目１―34―3804、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂３丁目21番20号　赤坂ロングビーチビル２階
破産者　アイエヌエックスジャパン株式会社
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６４号
東京都港区浜松町１丁目４－８―902
破産者　野上　善二
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１０号
埼玉県児玉郡美里町大字下児玉161－１
破産者　原田　菊枝
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９７３号
東京都世田谷区祖師谷４丁目27－８－３Ｆ
破産者　加藤　　満
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９１１号
東京都渋谷区松涛１丁目28番７号
破産者　株式会社グローバル・ビジョン・メディア
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６５０号
神奈川県相模原市中央区淵野辺５丁目９－８―302
破産者　山口伸太郎
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７７３号
東京都新宿区大久保１丁目２番17号
破産者　株式会社トライス
１　決定年月日　平成24年12月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部